平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

1 道路事業

結果の内容

【道路パトロール】

「道路パトロール日誌」の処理内容欄には|職員の対応状況を記録するために整理 パトロール中に発見された破損等について、 その場で処理が完了した場合には「処理済み」所は、パトロールでは即座に対応が出来 と記載され処理年月日欄にはパトロール日が|なかった破損等であり、パトロール日誌 記載される。一方、処理が完了しなかった場が事務所内で回覧される中で、「未処 合には「未処理」と記載され処理年月日欄は|理」の破損等については、担当部署が維 ブランクとなっており、その後処理が完了し「持修繕業務委託業者へ修繕指示を行い、 ているか不明である。

についても処理年月日欄に処理完了日を記載します。 することにより処理が完了したことが確認で きるようにすることが望ましい。

【工期の延長に伴う履行遅延に対する違約 金】

平成 22 年度における現道施設整備工事によう各土木事務所に文書で周知しまし ついて、契約履行期間の延長理由が岐阜県会た。 計規則第118条の規定に照らし合わせ、天災 その他契約業者の責に帰することのできない 理由でないにも関わらず、岐阜県の収支等命 令者が契約履行期間延長の承認を行い、結果、 同規則第117条に基づく違約金を徴収してい ないケースが存在した。

契約履行期間の延長申請書では「道路情報 表示装置板の製作業者に、納期の確認をした ところ年度末に注文が集中し、製作に3ヵ月 余りの日数を要することが判明したため、工 期内完成が困難になった」旨の延長理由が記 されているが、当該理由は契約業者の責任に 帰することができない理由とは言い難く、道 路情報表示装置板の製作業者の製作遅延はそ の理由とはならない。

左記に基づき講じた措置

パトロール日誌はパトロールに出た しています。「未処理」と記載された箇 その状況を手書きで記載していますが、 したがって、「未処理」と記載された項目「この処理を適正に行うよう改めて徹底

> なお、修繕の処理状況及び処理完了日 は、委託業務指示書、業務完了報告書で 確認できるようにしています。

> 平成24年3月27日に、指摘を踏まえ、 より慎重に延長承認の可否を判断する

岐阜県は、当該工事の延長が天災その他契 約業者の責に帰することのできない理由に基 づくものではなかったことから、契約の履行 期間延長を認めてはならず、工期が当初の3 月8日~3月20日から3月8日~6月30日ま で102日間延長にされたことに伴い、履行遅 延に対する違約金を納付させる必要があっ た。

【買収済み未供用の用地管理】

未供用の用地については、明文化された定草、不要な立ち入り防止措置など未供用 期的なパトロールの実施規程が存在しておら 地の管理手法、年間 2 回以上の定期パト ず、また、防草シートの施行あるいは、通行ロールの実施などを定めた「未供用地管 止めのパイロンの設置等の明確なルールが存|理方針」を新たに作成し、平成 24 年 9 在しない。

岐阜県全体の道路建設予算が縮小される中 で、事業の進行が長期化している案件も存在 し、用地を取得してから供用開始されるまで の期間が数年に渡るものも多数存在する。こ のような用地に関して、未供用であるとはい え、岐阜県が取得した資産であることに変わ りはなく、その管理を徹底することは当然の 義務であると言える。

未供用の用地に関しての管理方針を整備 し、定期的なパトロールの実施、管理台帳の 整備が求められる。

【未登記土地】

て、過去、実質的に土地の譲渡、所有権移転 | ですが、近年は処理に多くの時間と経費 が行われたにもかかわらず、所有権移転登記 を要する案件が多数残っていることか がなされていない未登記土地が多数存在してし、現況調査を実施し、処理方針を定め、 いる。

取得した土地は、道路や河川などの用に供し、効率的な未登記土地の処理を進めて されており、未登記であっても各法の制限にいきます。 よりトラブルが生じる可能性は低いが、岐阜 県が取得した土地が、登記簿上は他人名義で あることは、資産管理の面から不適切な状況 である。

この様な状況を早期に解消するためには、 十分な予算的、人的措置が必要であり、また、

未供用地管理台帳の作成、除草や防 月に各土木事務所へ通知しました。

未登記土地については、平成 13 年度 道路等の工事のために取得した土地につい│から計画的に処理を進めてきたところ 必要に応じて予算措置及び人的措置を

登記名義人の協力と理解が不可欠である。

今後、未登記土地の現状やこれまでの解消 状況を踏まえ、早期解消するための措置を検 討する必要がある。

【県管理のトンネルの維持管理】

平成 22 年度末で、点検実施トンネル数は、 ルに基づき、優先順位の高い箇所から順 20 本であり、「トンネル簡易保守点検マニュ 次点検を実施中です。NATM工法のト アル」に従った定期点検の頻度で定期点検が|ンネル点検は、 矢板工法のトンネル点検 なされていない。マニュアル通りの頻度で定 が終了後実施する予定です。 期点検を行うべきである。

また、「トンネル簡易保守点検マニュアル」「の維持修繕計画を検討していきます。 に記載の優先順位通りに定期点検が実施され ておらず、平成 22 年度末で福島第一トンネ ル、福島第二トンネル、節谷隧道及び越前ト ンネルなど優先順位が 50 位以内で未実施の トンネルが37トンネルある。優先順位が高順 位でありながら未実施のトンネルについて は、早急に定期点検を実施すべきである。

また、従来型の維持管理(事後保全)によっ て大規模な対策が必要となる前に、道路や橋 梁と同様、トンネルにおいても、損傷が比較 的小規模なうちに対策を行う予防保全、すな わちアセットマネジメントの考え方を取り入 れることで、将来の投資額の削減や補修箇所 の早期発見による安心・安全な交通網が確保 されることが期待される。

定期的な点検により、新たに変状が確認され た場合は、詳細調査を行ったうえで効率的・ 効果的な対策を行うことが重要であると考え られる。

現在は主に矢板工法のトンネルを中心に点検 実施を行っているが、最初に NATM 工法により 建設されたトンネルについて、現在供用開始 から32年を経過しようとしている。今後は、 NATM 工法のトンネルを含めた定期的な点検 を実施し、優先順位を設けたうえで、アセッ トマネジメントの考え方を徹底していく必要 がある。

トンネルの点検については、マニュア

点検結果を踏まえ、効果的なトンネル

結果の内容

【県土整備部施設台帳管理システムの整備】

「台帳システム」には、道路、河川や砂防 えん堤の情報が登録されるが、砂防えん堤にへの登録体制は既に整備済みです。ま ついてはすべての施設に関する位置や内容等|た、更新作業については、平成 24 年 2 の情報の入力が完了していない。よって、す 月 27 日から 3 月 1 日に行った河川管理 べての施設の情報を記録している台帳は、依 ヒアリングの際に、確実に行うように各 然としてシステム導入前から使用している紙|土木事務所に対して周知徹底しました。 ベースの台帳のみとなっている。さらに、砂 防えん堤については「台帳システム」と管理 【砂防課】 された紙ベースの台帳の内容が一致していな いケースも存在した。

本来、上記の「台帳システム」を設置した 所へ通知し、同年7月末までに各土木事 目的は、「台帳システム」上にて、すべての人務所において台帳への登録を完了しま 公共施設の管理を行うことで、当該施設の管した。 理を円滑かつ適切に行うことである。

そのため、現時点ですべての公共施設を「台 帳システム」で管理することは不可能であっ たとしても、未登録の公共施設の登録計画を 策定し、早急にすべての公共施設の登録を行 う必要がある。また「台帳システム」の情報 更新が適切に行われているかどうかについて もフォローアップし、常に最新情報を把握す ることによって、公共施設を「台帳システム」 上にて、網羅的に管理する必要がある。

【砂防パトロール結果記載の網羅性】

「砂防設備等点検チェックリスト」上、 標識・標柱等の設置の項目に問題があるもの「「砂防設備等点検一覧表」に記載できる としてチェックされているものの、対処等の|よう同様式を改定し、平成 24 年 1 月に コメントが存在しないケースが数件検出され「各土木事務所に示しました。 た。

当該設備は現場工事中であり、一時的に標 識が取り外されていたものであったが、当該 事実は、点検担当者の記憶にしかない事項で あり、担当者の交代時、もしくは過去にさか のぼって点検時の結果を確認する際には、困 難になるおそれがある。

「砂防設備等点検チェックリスト」は点検

左記に基づき講じた措置

【河川課】

新設を実施した場合の台帳システム

平成 24 年 1 月及び 4 月に台帳管理シ ステムへの登録を行うよう各土木事務

「砂防設備等点検チェックリスト」で |検出された事項及び対応結果について 時における担当者の確認内容の均一化を図る ものであり、チェックリストで検出された事 項については、その状況や対処等が、記録さ れている必要がある。なお、結果については、 上席者へ回覧されているが、上記のような状 況について、特に指摘はなかったようである。

今後は、点検結果を、書面で明確に把握で きるように記録を残すとともに、上席者への 回覧の実効性も高めるよう改善が必要であ

【河川パトロール】

ある土木事務所では、巡視計画を策定して|施結果について、河川課への報告事項と いるにもかかわらず、当初の計画通り実施でしました。 きていなかったが、その理由等について検証 されないまま完了しているケースが見受けら |各々の巡視目的を満足できるのであれ れた。また、別の十木事務所では、河川巡視」ば、県管理道路と並行区間においては道 を実施すると担当者が事務所から不在となり|路パトロールと、山間地域河川において 業務も滞るため、巡視を行っていないケース は砂防パトロールと兼ねる計画も可と も検出された。

これは、河川巡視年間計画については県庁 ます。 の河川担当への報告事項となっているが、河 川巡視結果については県庁への報告事項とな っておらず、各土木事務所所長報告事項とな っている結果、計画が十分に達成されていな い状況となっていると考えられる。

本来、河川巡視規程の作成された趣旨は、 河川管理の一環として河川巡視を定期的に行 うことにより、違法行為、河川管理施設等の 異常な事態の発生、水質・水量その他河川環 境の異常な事態などを早期に発見することに ある。これにより岐阜県内の河川の持つ機能 が最大限発揮され、河川の安全性の確保と良 好な河川環境の保全に繋がる。しかし、現在 の組織体制及び巡視体制に対するモニタリン グ機能が十分に機能していないため、本来の 目的を充分果たしていない状況といえる。

河川巡視を実効性あるものとするため、組 織体制のあり方を検討し、また結果を県庁へ の報告事項とする必要がある。

河川巡視の計画作成及び河川巡視実

また、平成 24年4月20日に文書にて する旨を各土木事務所に通知しており

【堤防除草委託工事】

堤防除草委託契約について、市町村との随|土木事務所における管内の一級河川の 意契約については、地方自治法施行令第 167 堤防は市町村道と兼用しており、交通規 条の2第1項第2号により、「契約の性質ま|制など住民生活への影響を最小限にと たは目的が競争入札に適しない特別の事情がしどめ、市町村道と一体で堤防除草を行う あるとき」として、主に以下の理由により、 随意契約をするとしている。

【随意契約理由】

- (ア) 地域に密着する行政団体に委託するこ とにより、住民が積極的に参加し、住民自ら 堤防及び河川の維持管理を行うことで、河川 への愛着心が向上し、適切かつ適正な保全を 実施することができ、住民の連帯意識向上等 も期待できる。
- (イ) 長年にわたる清掃・除草作業を通じて、 堤防の状況を熟知している。
- (ウ) 諸経費が含まれず、直接費のみであるた め、安価にできる。

これに対し、岐阜県から市町へ委託したの ち、市町から一般事業会社へ委託している件 数が12件、また、除草工事の実施先が不明で ある件数が2件ある。これは、【随意契約理 由】(ア)とは整合していない。

また、【随意契約理由】(イ)については、 除草にあたっての作業内容としてノウハウが 求められるとは考えにくい。

さらに、【随意契約理由】(ウ)については、 安価であれば競争入札を選択することも考え られる。

以上より、当該随意契約については、その 理由が不明瞭であることから、今後の契約方 法選定にあたって見直すことが望まれる。

平成 24 年度堤防除草委託業務は、各 必要があるため、地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号により適切な随 意契約理由で各市町と契約済みです。

4 契約事務及び事業評価

結果の内容

【契約変更手続の形骸化】

真にやむを得ない事情により建設工事契約|対し、文書にて周知徹底を行いました。 変更の必要が生じた場合、変更事務処理要領 第8によれば、軽微な変更を除き、指名委員

左記に基づき講じた措置

平成24年3月2日付けで現地機関に

会諮問または指名委員会報告の必要がある。 なお、当初設計金額が3億円以上の場合は、 これに加えて本庁部会報告も必要となる。

しかしながら、軽微な変更でなく、緊急を要する変更事項でないにもかかわらず施工業者への直接的な指示書ないしは協議書によって事実上の設計変更をしており、工事契約期間終了直前に一括して契約変更手続を実施している事実が散見された。

指名委員会への報告及び諮問にかけた段階では、すでに変更後の設計に基づき工事が開始されており、事実上、変更を覆すことができない状態となっている。

前述のとおり、一旦締結した契約を変更することは例外的なものと位置付けられているため、例外を認めるためには指名委員会への報告ないし諮問を実施するよう義務付けられているものであり、それが形骸化することにより、安易な契約変更を乱立するおそれがある。

従って、変更事務処理要領で報告ないし諮問の実施を定めた趣旨を踏まえ、正確な運用を徹底する必要がある。

【様式1「変更契約報告書」の記載不備】

建設工事契約において、当初請負額の 10% 対し、文書にて周知徹底を行いました。以上 30%未満、または 500 万円以上 3,000 万円未満の増額変更を行う場合は、様式 1「変更契約報告書」により各発注機関の指名委員会への報告が必須とされている。当該「変更契約報告書」には、「委員会意見」欄が設けられているものの、問題がない場合は何の記載もしていないケースが見受けられた。「変更契約報告書」の別紙に決裁印は押印されているが、当該別紙と「変更契約報告書」は一括して保管されておらず、一見すると指名委員会への報告が適切になされているか否かを判断することができない状態にあった。

指名委員会への報告は、「建設工事変更事 務処理要領」第8(1)により定められているも のであり、それが適切になされているか否か 平成 24 年 3 月 2 日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を行いました。

を文書として残すことは建設工事変更事務処理上、重要である。「変更契約報告書」を見れば、報告の手続きが完了していることが明瞭になるよう、所定項目についてはすべて漏れなく必要事項を記載するよう徹底すべきである。

【指名委員会への報告漏れ】

変更事務処理要領第8(1)において、設計変対し、文書にて周知徹底を行いました。 更による増加額が当初請負額の10%以上3000 未満、またはその金額が500万円以上3,000 万円未満の変更契約を行おうとする場合は、 その変更契約締結前に決められた様式により 各発注機関の指名委員会に報告するものとされている。しかし、設計変更による増加額が 当初請負額の500万以上の変更であるにもかかわらず、指名委員会への報告がなされていないケースが存在した。

変更事務処理要領に基づいた指名委員会への報告を失念することは、500万円以上という高額な増額変更について分離発注の可否の検討や、設計変更の経緯や理由を明らかにする重要な機会を失うことになる。

変更事務処理要領の正確な運用を徹底する 必要がある。

【委託業務契約に係る変更事務処理要領の不存在】

建設工事契約に係る変更事務処理については「建設工事変更事務処理要領」(平成 19年6月1日施行)が存在するが、委託業務契約に係る変更事務処理については、何ら規程や要領が存在しない。

このため、建設工事契約においては、軽微な変更以外の契約変更が発生した場合には、指名委員会への報告もしくは審議や変更契約の締結等が必要となるが、委託業務契約については、これらの手続は不要となっており、実際に、当該手続を経ずして軽微変更以外の変更契約を締結しているケースが見受けられた。

平成 24 年 3 月 2 日付けで現地機関に 対し、文書にて周知徹底を行いました。

委託業務に関する変更事務処理要領 を整備するため準備作業中です。 なお、所内規程として指名委員会への報告 を義務付けている事務所も存在する。

県の予算を用いて、一定の業務を遂行しているという意味では、建設工事契約も委託業務契約も同種であるにもかかわらず、必要な事務処理手続が異なるのは公平な取扱いではない。委託業務契約についても早急に変更事務処理要領を整備すべきである。

なお、所内規程としての整備は事務所ごとに手続きに格差が生じるため、採用すべきではなく、県として統一した方法を整備する必要がある。

【様式 1「変更契約報告書」及び様式 2「変更 契約審議書」の形式不備】

契約の発注機関である土木及び農林事務所 での事務処理の統一化及び正確性を担保する ため、変更事務処理要領第8(1)に示される様 式1「変更契約報告書」と(2)で示される様式 2「変更契約審議書」は、重要な様式であると 考える。

事務の適正化及び合理化を図るという当該要領の目的を達成するためには、事務で使用する様式が適切なものでなければ困難である。したがって、改善すべき事項を以下に記載する。

i. 指名委員会の押印欄不備

様式に押印欄を設ける等、適切な様式への 改善が不可欠である。

ii. 指名委員会の開催日欄不備

様式に委員会の開催日欄を設ける等、適切な様式の改善が不可欠である。

iii. 審議欄及び審議内容の不十分

様式 1「変更契約報告書」及び様式 2「変更 契約審議書」は、ほぼ同一様式であるため、 様式 2には審議内容を記載する十分な欄が用 意されていない。

また、ある事務所では別紙で審議記録を記載するようにしているが、「上記工事の変更契約(30%超増額)の適否について審議し、やむを得ないものとして承認した。」と記載が

平成 24 年 5 月 18 日に建設工事変更事 務処理要領を改正し、必要事項を十分記 載できるよう様式を見直しました。 あるのみで、審議内容を全く記載していない。 このような運用では、指名委員会で適切な 審議が行われたことを関係者に示すことは困 難であり、それ以降に締結する変更契約の妥 当性に疑念を生じさせる。したがって、適切 な様式へ改善するとともに、指名委員会は審 議内容を十分記載するよう徹底する必要があ る。

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

1 道路事業

意見の内容

【舗装アセットマネジメントにおける MCI (維持管理指数)の利用】

仮想 MCI 値が3.0 以下と判定された区間は合 ン」を策定し、策定後は、この計画に基 計 203.0km と、平成 16·17 年度調査時点比較 づき実施します。 で3.5倍超となっており、その区間は全体の 7.5%となっている。

仮想 MCI 値が 3.0 以下と判定された|プラン」に活かしていきます。 203.0㎞の中には、平成16・17年度調査時点 に MCI 値が 3.0 以下と判定された区間合計 21.9km が含まれていた。この区間に関して は、修繕の経歴が無いのか、あるいは、情報 が更新されていないのか不明であった。

道路施設の劣化は、経過年数とともに加速 度的に進展し、早期に予防的な対策を行った 方が、維持管理を先送りしてそのまま放置す るよりもトータルコストが安くなる、という のが一般的なアセットマネジメントの見解で あり、岐阜県の目指すところである。

したがって、舗装アセットマネジメントの 取り組み方針を再度検討し、道路施設が現在 どのような状態にあり、いかなる対策を行う ことでいかなる効果があるか、あるいは放置 するとどれだけ劣化するかなど、より具体的 な調査と検討を行ったうえで、今後の「舗装 最適化計画」を実施することが重要な課題で あると思われる。

【道路建設事業における休止箇所と取得済み 未供用用地の評価差額】

あるいは用地を取得し工事を一部着工したの 4 年 4 月時点での休止の 6 箇所のうち みで、供用開始がなされていない部分もあり、12箇所については今年度再開します。ま 当該部分については、投資に見合う事業の効力を、県単事業についても今後再開に向け

左記に基づき講じた措置

平成24年度9月末を目処にアセット マネジメントの考え方にリスク評価を 仮想値ではあるが、平成22年度末において | 考慮した「社会資本メンテナンスプラ

> 平成 24 年度末までに新たな舗装MC I値を調査し、「社会資本メンテナンス

継続箇所の早期完成に努めるととも に、休止箇所の優先順位を定め投資効果 休止事業においては、用地を取得したのみ、「の高いものから順次再開します。 平成2

果が期待できない。

岐阜県の道路建設予算が削減される中で、 過年度に開始した事業のすべてを継続的に行 うことが困難となった結果、選択と集中の考 え方に基づき休止箇所の選定を行っている。

当該休止箇所について、事業開始時点では もちろん、将来供用開始されることによって 投資の効果の発現が期待されるものであった と推測されるが、休止が長引けば先行して買 収した用地は投資の効果が保留されたままの 状況が続くこととなり、また、将来的な環境 変化により工事が将来完了した時点で、当初 予定した投資効果があげられるかに不確実性 が介在することとなる。

近年の日本における過剰な社会資本整備予算の削減により、地元要望が強い箇所等においても一時休止せざるを得ない岐阜県の厳しい財政状況に鑑み、過去の過大投資が原因かどうかも含め、今一度、休止事業の考え方を再整理し、他の事業との関係(便益、投資額等)をより精査した上で、事業継続の有無まで踏み込んだ検討をすることが望ましいと考える。

さらに、県の単費事業において、一時休止 (平成22年度において工事を進めない箇所) を調査した結果、岐阜県全体で51箇所あり、 その総事業費は300億円超規模となっている。平成21年度末まで170億円が費やされており、この中には、一部共用開始されている箇所も存在するが、予算の都合上平成22年度において一時休止とされ、全体工区の完成が将来に先送りにされた状態となっている。残事業費はおよそ134億円を見込んでいる。

公共事業と同様、県の単費事業においても、 一時休止箇所の再開のための予算の確保が今 後の重要な課題である。

【ユニットプライス型積算方式の導入と今後の課題】

今後、岐阜県が「ユニットプライス型積算 方式」を導入する場合には、試行を重ねた上

て検討していきます。

施工パッケージ型積算方式に関する 情報収集を行なっています。 で、導入による効果の試算、課題と問題点の 整理、あるいはその解決策の検討を発注事務 所と県庁本課が共同して進めていくととも に、研究会を開催し議論を重ねて慎重に検討 していくことが望まれる。

なお、平成24年2月15日に国土交通省よ り「ユニットプライス型積算方式」に替わる 新たな積算方式として「施工パッケージ型積 算方式(仮称)」が公表され、平成24年10 月1日以降に入札を行う国土交通省発注の土 木工事より、「施工パッケージ単価」を用い た積算方式の試行を開始することが決定され た。この「施工パッケージ型積算方式(仮称)」 は、積算の効率化と「ユニットプライス型積 算方式」の問題点を改良した積算方式とのこ とではあるが、合わせて今後の議論や研究の 対象として検討していく必要がある。

【十地鑑定手続】

第三者の独立した立場で専門的能力のある|必要となる土地評価については、客観的 不動産鑑定業者に鑑定評価を求めることは、 鑑定評価の客観性、独立性を高めるため大き|地の取得が取引事例として今後の土地 な意義があり、それを遂行していくべきであ一評価に影響を及ぼすため、より厳格に実 ると考える。

一方、例えば、取得する土地の価格が安価 で鑑定評価に要する費用がそれを上回る場合|められている「国土交通省の公共用地の など、すべての鑑定評価を外部に依頼するこ 取得に伴う損失補償基準の運用方針」に とは、コスト的に不合理な面も生じる。

つ、経済的合理性を加味した基準を作る必要│含めた都道府県も国に準じて実施して がある。例えば、同一事業において取得する います。 土地の補償額の総額が、鑑定評価に要する費 用に満たない場合は、不動産鑑定士に鑑定を|する費用に満たない場合にあっても、適 依頼しないということが考えられる。

施する必要があります。 このため、適正な補償を目的として定

|価値によるべきであるとともに、公共用

公金の支出を伴う公共用地の取得に

おいて、不動産鑑定業者に土地の鑑定評 そこで、評価の客観性、独立性を保持しつ一個を依頼することとなっており、本県を

> よって、土地の補償額が鑑定評価に要 正な補償を行うためには、国及び県の基 準のとおり第三者の独立した立場で専 門的能力のある不動産鑑定業者に鑑定 評価を依頼します。

【橋梁の耐震対策と定期点検】

耐震対策について、緊急輸送道路上の橋梁|優先して、計画的に実施中です。また、 で未対策のものが 100 橋ある。また、緊急輸 緊急輸送道路以外の橋梁についても、被

耐震対策については、緊急輸送道路を

送道路以外の橋梁で未対策のものが 215 橋あ | 災した場合に孤立することが予想され る。緊急輸送道路上の橋梁並びに、緊急輸送 る集落に通じる道路や交通量の多い道 道路以外の橋梁についても倒壊による被害が一路の耐震対策を計画的に実施していま 予想されるものについては早急に対策を講ずす。 るべきである。

また、定期点検に関して竣工後15年程度経|結果や補修履歴により劣化予測の精度 過後に初回の定期点検を行うことになってお 向上を図り、竣工後 15 年未満の橋梁の り竣工後 15 年未満の橋梁については定期点|定期点検の必要性について検討してい 検を行っていない。これは、岐阜県橋梁修繕 きます。 検討委員会の場で専門家の意見等を受け、劣 化が早いと想定される塗装部分が 15 年程度 で補修時期に来ることを根拠としているもの である。しかし、事故や震災等通常の原因に よらない劣化も想定されることから、橋梁ご との状況に応じて竣工後 15 年未満の橋梁に ついても必要がある場合には 15 年を待たず に定期点検の開始を検討することが望まし ll.

定期点検については、蓄積された点検

【徳山ダム上流域公有地化】

平成 18 年度以降の買収状況を鑑みると、今 成するためには、全ての対象用地を取得 後も、徳山ダム上流域の山林(ダム建設事業|することが必要であることから、 まずは 用地、国有地等を除く)をすべて公有地化す 完全取得に向けて、今後も未取得地の地 るには長期の年月がかかると推測される。し「権者との交渉等を進めていきます。 かし、長期の間に、自然環境は変化を遂げ、 地権者も世代が変わっていってしまう可能性|議案を提案予定であり、これにより進捗 があり、公有地化事業の目的を達成するため|率は76.43%となります。 に、長期の年月を要するのは望ましくない。

そこで、徳山ダム上流域の山林(ダム建設|化事業用地が混在する筆について、取り 事業用地、国有地等を除く)のすべての公有 組みを進めるよう、県、水資源機構、揖 地化を達成する以外にも、公有地化の目的、 効果を達成できる他の手段を代替的に活用す 月、24 年 2 月)して、水資源機構に対し るなどの対策を施すことが望ましい。

公有地化事業の目的、効果を確実に達

本年6月議会には、約37.2ha の取得

また、水資源機構の事業用地と公有地 斐川町による三者会議を開催(23 年 8 強く働きかけを行っていたところ、今年 度より水資源機構は地権者の同意を得 られるよう、交渉を再開しました。

2 河川及び砂防事業

意見の内容

左記に基づき講じた措置

【砂防事業における事業計画策定までの事業 決定プロセス】

土砂災害警戒区域等内における保全 対象の立地状況を考慮し、事業箇所の優

社会資本整備総合交付金を申請するために│先順位を以下の観点により整理します。 作成する、『社会資本総合整備計画』を検証|・土砂災害特別警戒区域に保全対象が存 したところ、当該計画に記載されている実施を 予定事業の必要性については、別途書類によ|・災害時要援護者関連施設の重要施設 り整備がなされていた。

一方、実施が見送られた地域について、実|・災害時要援護者関連施設、避難所、防 施予定の事業に比べて優先順位が低いという「災拠点が存在 ことが判断できる書類は整備されていなかっ│・緊急輸送路に加え災害時要援護者関連 た。

ハード事業は、特定地域において行われる 事業であることから、特定の地域住民に対し てのみ利益を享受することができる事業であ る。つまり、事業を見送られた地域の住民と、 事業を実施した地域の住民との間には、県か ら享受する利益に差があることになる。

しかし、ハード事業は財政難から事業費が 減少しており、限られた箇所でしか実施する ことができない現状もある。

そこで、今後事業箇所を決定するにあたっ ては、事業の必要性を数値、ランク等により 定量化し、優先順位をさらに明確化すること が必要である。

【警戒区域等指定の進捗状況】

県全体で基礎調査の完了割合は 57.5%と 6 は、平成 24年3月31日現在、指定予定 割程度である一方、区域指定については|箇所 14.746 箇所のうち、5.289 箇所 32.0%と土砂災害防止法が平成13年に施行さ (35.9%)の指定を行っています。 れているにもかかわらず、依然低い水準であ る。特に、下呂土木事務所、岐阜土木事務所、一る区域指定については平成25年度まで、 高山土木事務所及び揖斐土木事務所は、岐阜地すべりに係る区域指定については平 県全体の平均を大きく下回っている。

この区域指定は、岐阜県における『八山系 期の指定に努めます。 砂防総合整備計画』において、「ハード対策 中心」であった従来の施策から、「安全な場 所への避難」という新たな施策を実施するう えで重要な「危険箇所の明確化・周知」「土 砂災害に対する警戒避難体制の整備」につな がる重要な事業である。よって、計画では、 平成25年度までに完了するとしているが、近 年の災害による影響を考えた場合、計画以上 に早く区域指定を完了し、警戒区域及び特別

- (24 時間滞在施設)が存在
- 施設や避難所等が存在

土砂災害警戒区域等の指定について

今後は、土石流及び急傾斜地崩壊に係 成 26 年度までの指定完了を目指し、早 警戒区域に対するソフト対策の整備を進める ことが望まれる。

【河川台帳の整備の必要性】

岐阜県では、国から一級河川の管理を受託」に対し「社会資本の維持管理及び更新に しているが、河川台帳については、国土交通|関する行政評価・監視」の結果に基づく 省側で作成が完了していないことを理由とし|勧告を行い、河川現況台帳について、適 て国から一級河川に関する河川台帳の入手は一正な整備をする旨の所見を示しました。 行われていない。

このため、同法第12条第3項において、「河」の調製に必要な資料の提供の依頼があ 川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められたり、県としては、これを機として台帳の 場合においては、正当な理由がなければ、こ早期作成に向けた資料の提供を行って れを拒むことができない」と規定されているいきます。 が、現状ではこの遂行は困難な状況にある。

一級河川の管理を岐阜県が受託している以 上、その一義的な台帳の作成義務は国土交通 省にあるとしても、県として国土交通省への 継続的かつ台帳の早急な作成の働きかけを行 う必要がある。

平成24年2月総務省は、国土交通省 これを受けて国土交通省から県に台帳

【砂防施設の維持管理】

岐阜県内にある砂防施設の数は非常に多く、 現在の各土木事務所の職員数では、すべての砂ト。 防施設を短期間に検証することは非常に困難 である。

一般的にコンクリートの耐用年数が 50 年~ 100 年と言われていることから、一定年数を経 過した砂防施設から順次維持管理の対象とし ていくという考え方をもとに、砂防施設の維持 管理が進められることが望まれる。

具体的には、第一に、砂防施設の建設時期を 特定し、砂防施設にかかる台帳システムの整備 を行う。そして、砂防施設を建設時期に応じて 一定の年代別に分類を行い、建設時期の古いカ テゴリーの砂防施設から維持管理を行うこと により、網羅的な検証を行うことが望まれる。

台帳システムのデータ入力について は、平成24年7月末までに完了しまし

今後、このデータを基に、パトロール 方針・計画の策定を行います。

【砂防パトロールの効用及び網羅性】

岐阜県は、県民の生命・財産を土砂災害か|は、平成 24 年 7 月末までに完了してお ら守るという砂防法の本来の目的及び効用を「り、これを基に、パトロール方針・計画 最大限に発揮し、かつ砂防指定地への巡視を一の策定を行います。 行い違反行為等の防止・発見を効果的かつ網

台帳システムのデータ入力について

また、平成24年1月に、「砂防設備

羅的に実施する必要がある。

すべての土木事務所で「砂防指定地台帳」 や「土砂災害危険区域図」、「管内図」、「砂しました。 防設備台帳」または「台帳システム」を活用 して砂防設備の点検がなされているが、計画 の前提となるべき砂防施設の一覧表が存在し ないため、網羅的なパトロールが実施できて いるか確認することが困難であった。

各土木事務所においては、巡視すべき砂防 施設を一覧化するため早期に「台帳システム」 へすべての施設の登録を完了し、各箇所の危 険性などを考慮したうえで、優先度をつけた 巡視を実施することが望まれる。

また、「砂防設備等点検一覧表」、「点検 個表」によって、過去にいつ、どの場所の巡 視を行ったか確認ができるが、全設備の点検 履歴が総括的に確認することができる記録媒 体が存在しなかった。今後、巡視漏れの防止 及びローテーションなどによる管理のために も、いつ、どの場所で巡視を行ったか明確と なる資料を作成することが望まれる。

【砂防パトロールの発見事項の管理】

岐阜県内各土木事務所にて、砂防のパトロ|出された事項及び対応結果について ールを定期的に行っている。これらの砂防パ│「砂防設備等点検一覧表」に記載できる トロールで発見された事項について、その後、「よう同様式を改定し、 平成 24 年 1 月に 修理等が行われたかどうかなど発見事項をフトキオートをいる。 ォローする資料が整備されていなかった。

砂防パトロールは、その準備から実施まで、 毎回多くの時間をかけて実施していることか ら、その結果発見された事項については、重 要な情報として適切に収集し対処していくこ とが、実効性のある砂防パトロールになると 考えられる。

具体的には、パトロール実施後、発見した 異常事項について、異常事項を一覧できるよ う資料を作成し情報を集約する。その後、当 該資料をもとに修繕等の対応が必要か、それ とも今後様子をみるか等対応を検討し、対応 結果を記録していくことが考えられる。

等点検一覧表」に点検履歴を記載できる よう改定した様式を各土木事務所に示

「砂防設備等点検チェックリスト」で検

【砂防法関連不適正事案】

岐阜県は、不適正事案に対する抑止を図る|るよう指導していくとともに、その進捗 ことを目的として、ホームページにおいて不|状況について時系列で整理し、ホームペ 適正事案を公表しており、この行為には一定一ジで公表しました。 の効果が認められると考えられる。

一方、公表されている【行政処分事案】で は、行政処分発令日より相当の期間が経過し ているが、その進捗状況が不明である。また、 行政処分発令日より長期化していることか ら、県民等に厳格な措置が早急に行われてい ないと捉えられ、行政処分という重大な事実 を軽視されてしまう可能性も考えられる。

よって、今後は不適正事案について早急に 復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導す ることが望まれるとともに、岐阜県と行為者 との対応内容など進捗状況を随時公表し行政 処分という行為に実効性があることを示すこ とが、今後の不適正事案の抑制につながるの ではないかと考える。

【下呂土木事務所における契約】

監査対象とした工事において、(2)土砂災害|対し、文書にて周知徹底を行いました。 危険箇所緊急対策事業及び(3)河川維持修繕 については、最終契約時の工事量が当初の工 事量から著しく増加している。この要因は、 契約に際して工事場所の実態を確認したとこ ろ、当初設計時よりも工事量の増加が必要で あると判断したためとのことであった。しか し、当該契約を各工事にて検討すると、各工 事金額は当初設計金額と比較し著しく変動し ており、設計金額の見積に実態が反映されて いないのではないかという疑念がある。

工事金額の設計は、適正な入札の実施にあ たって重要な業務であることから、今後は設 計時には実態をより正確に把握したうえで、 精緻な設計をすることが望まれる。

また、上記の工事の場合は、3 工事の合計 の変更率は25.1%であるため、契約変更に際 して、定められた変更手続きに従い、指名委 員会への報告がなされている。しかし、仮に、 この(2)(3)の工事が単独で発注された場合 行為者に対しては、復旧措置を完了す

平成24年3月2日付けで現地機関に

は、指名委員会へ諮り、指名委員会が適否を 決定する必要のある変更率の範疇にある。

現在の契約変更の手続きは、契約単位ごと の変更率に基づき、手続き方法の選択が定め られているため、複数の工事が一括発注され た場合も、合計の変更率で必要となる変更手 続きは実施されている。

当初の契約時に、地理的な近接度等の理由 により、工事を一括発注することに合理的な 理由があることは認められるが、契約の変更 に際しては、個々の変更の要否が個別に判断 される必要もあると考えられる。特に個々の 工事でみた場合と、一括発注された合計で見 た場合とで、変更手続きが異なるような場合 は、変更に際してより慎重に対応することが 望まれる。

3 農林事業

意見の内容

【基盤整備の台帳管理】

備の農道台帳に基づいているため、基幹道路 G I S へ登録しました。但し、県統合 G 以外の小規模な道路が農道台帳から漏れてい「ISへの移行については、移行すべき情 る場合、GIS への一部の農道の登録ができな|報やその費用について、引続き検討して いため、県は市町村に精緻な台帳整備を求めいきます。 ていくことが望ましい。

また、ため池及び農道は、個別型 GIS に情 道橋について、G I S への登録を見込ん 報入力しているものの、個別型 GIS は共有デ|だ実態調査を行う予定です。 ータベースを使用せず、各部門で個別に整備 ・運用されている。そのため、市町村側でGIS を閲覧できず、情報共有に改善の余地がある。 行政の県・市町村の枠にとらわれない基盤情 報の管理のために、県と市町村で情報共有が 可能である統合型GISへの移行について、費 用対効果を考慮して検討することが望まし ll.

【ため池改修の計画と実績】

岐阜県は「ぎふ農業農村整備基本計画」の本計画」における、ため池の整備計画目 整備計画は達成したものと判断しているが、

左記に基づき講じた措置

平成 23 年度においては、市町村が現 農道の農村振興 GIS への登録は、市町村整 在把握している農道台帳を収集し、県の

なお、本年度は、重要構造物である農

平成 23 年度は、「ぎふ農業・農村基 標(20 箇所/5 年間(H23~H27))の達成 改修実績は30箇所で、要改修判定を受けたた に向けて、8箇所の整備を完了し、着実 め池は計画時322箇所であるため、全体進捗 に事業の推進を図りました。 率は9%程度である。

また、最近は予算規模が縮小傾向の中、県|所)を作成するなどのソフト対策を実施 民の安全・安心を確保するために、ハード面1し、防災、減災対策を進めています。 (ため池整備)だけでなく、ソフト面(ため) 池防災マップ作成)も重視されている。

しかし、当該基本計画 (H18 ~ 22) にも、た したため池 (42 箇所) のマップ作成を、 め池防災マップ作成など地域防災体制の強化 今年度に実施する他、「ぎふ農業・農村 や、管理者育成を支援し、維持管理の必要性|基本計画」に掲げる目標を前倒しして実 の意識向上がソフト面の方針として挙げられ | 施しており、防災・減災対策を推進して ているものの、防災マップ作成目標数の設定 いるところです。 等の明確な数値基準はなかった。

以上から改善目標数は達成したものの、予 算の制約から目標数自体が小さかったこと及 びソフト面での数値目標数を設定していない ことの2点から、現状の整備状況は不十分と 考える。

なお、平成23年度から平成27年度までの 「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計 画では、要改修ため池344箇所に対して、ハ ード面では「10年間で目標50箇所の改修」、 ソフト面では「10年間で目標 272 箇所の防災 マップ策定」を設定し、ハード面又はソフト 面の目標のうちどちらかの達成を計画してい る。予算規模が縮小する中でソフト面におい ても明確な目標値を取り入れたことは評価で きる。今後実施する計画の推移を注視する必 要がある。

【ため池の要改修判断の検証】

県内のため池 2,477 箇所のうち 定期診断 」念・方針に沿って県の具体的な行動計画 及び「要請診断」対象となったのは 906 箇所 を示した「ぎふ農業農村整備アクション であるため、残り 1,571 箇所は診断を実施し プラン(平成 24 年 3 月策定)」におい ていない状態である。

「県土連による危険診断結果概要」では、 「定期診断」も「要請診断」も同じ割合(40% ています。 弱)で「診断1」又は「診断2」が判定されて いる実態がある。

このため、診断未実施の 1,571 箇所に診断 その後の経過観察の要点などの助言指 が実施されたと仮定すると、過去の判定実績|導を徹底し、適切に管理されるよう努め

また、併せてため池防災マップ(5箇

なお、年度目標の 30 箇所には至らな かったものの、23年度に耐震診断に着手

「ぎふ農業・農村基本計画」の基本理 ても、「農業用ため池の点検診断を推進 する」こととしており、危険診断を進め

要請診断により要改修と判定された ため池については、管理専門指導員が、

割合が 40%弱であることから、相当数が要改 ております。 修の「診断1」又は「診断2」として判定され る可能性が極めて高いと推測される。

要改修と判定されたため池が平成 18 年度|取り組み、今後の整備計画策定にあたり では 322 箇所であったのに対し、平成 23 年度 検討します。 (「ぎふ農業・農村基本計画」策定時)には 344 箇所となっている。この 5 年間で 30 箇所 | 断箇所数は 112 箇所で、平成 22 年度の の整備が完了したにも関わらず、要改修ため 実績(52箇所)を大きく上回り、その推 池が増加しているのは、5 年間の危険診断で¹進に努めました。 潜在的に決壊リスク等を有していたため池が 顕在化した結果と考えられる。

また、過去に「要請診断」で要改修と判定 されたため池については、その後、危険診断 を実施していない。要改修ため池は決壊リス ク等が高いため、「定期診断」対象とする等 の措置が望ましい。

ため池の管理者は、市町村、水利組合等の 農業者の団体、個人であることから、全て県 がその管理状況を把握する義務を負うかは議 論の余地があるが、しかし、現状の危険診断 では県民の安全・安心を守るためのリスク管 理として網羅性に欠け不十分である。危険診 断の対象外としたため池にも災害時に決壊の おそれがあるため池は一定数存在すると考え られる。そのため、危険診断未了のため池全 てについて危険診断を実施するか、代替的方 法によって決壊リスク等を洗い出し、整備計 画に反映する必要がある。

【ため池耐震性対策】

従来、ため池は規模的重要性(提高、貯水|大となるため池(貯水量 10 万 m3 以上) 量、受益地面積)を重視し、危険診断や監視「の耐震診断を実施しており、今年度は、 の対象としていた。今回の耐震対策では、規1危険度の判定等のとりまとめを行って 模的重要性だけでなく、液状化指数を指標にいるところです。 加えて、対象ため池を 51 箇所選定している点 また、 県で実施中のため池の耐震診断 では、計画目的に沿った選定を行っているも|と併せ、さらに市町村と協力して防災対 のと考えられる。

51 箇所のうち 9 箇所は、危険診断で「診断 1 に、県単ため池防災支援事業により、市 (早期に改修の必要あり)」と判定したもの|町村が行う耐震調査に対する補助を拡 を対象としており、これについては、県土連|充し、他のため池についても必要な調査

また危険診断未了のため池について も診断を促進し、崩壊リスク等の把握に

なお、平成 23 年度のため池の危険診

平成 23 年度から、決壊時に被害が甚

策を推進するため、被害の規模の大きい しかし、耐震性診断調査に選定したため池 | ため池 (貯水量 1 万 m3 以上等) を対象 による危険診断の網羅性に問題があるため、 他に耐震対策の対象となり得るため池が存在 する可能性があると考えられる。

今後は、今回の調査結果を踏まえ、他のた め池調査について検討することが望まれる。

【液状化データベース構築及び防災マップ】 岐阜県では、従来から液状化指数に着目し、「防災課において液状化危険度マップを 液状化危険度マップを作成していることはリ|見直し、250m四方での整備作業を行って スク管理上、評価できる。

しかし、県域統合型 GIS 上の液状化危険度 マップは、約 500m 四方の解析単位で作成され「ており、 市町村等においても活用できる ているが、この単位では県内の広域的な震災|防災情報となります。 被害を推定、評価するには効果的であると思 われるが、市町村レベルを対象とした防災情 報としては不十分な状況である。

例えば、平成23年度からため池の耐震診断 計画では、防災マップ作成も目標となってお り、ため池決壊時の防災マップを適切に作成 するためには、地震の被害に影響を及ぼす地 形、地盤条件等の詳細な情報を入手すること が望ましい。少なくともため池周辺の地域で は液状化危険度は約 250m 四方の解析単位で の分析を実施し、防災マップ作成の基礎資料 とすることが望ましい。また、調査結果を県 域統合型 GIS に反映し、ため池管理者である 市町村等へ危険度を周知することで、市町村 等からのため池整備を促すことも有用と考え る。

【地震発生時のため池点検報告】

岐阜県地方気象台発表の「岐阜県の気象・一那市、瑞穂市、郡上市の各市の一部にお 地震概況」によると、平成22年10月から平1いて、震度4を記録する地震があり、緊 成 23 年 10 月までに発生した地震で震度 4 以 急点検対象となるため池が 8 箇所ありま 上を記録したのは以下の3回であった。

3月11日に海津市で震度4を記録した地震|制は有効に機能しています。 は、海津市では対象となるため池がないため、 緊急点検の対象とはならない。また、3月16|県、市町村、管理者の点検体制の維持に 日に下呂市で震度4を記録した地震も同様に|努めます。 対象となるため池はない。

2月27日に高山市、飛騨市、中津川市で震

の推進に努めました。

平成 23 年度から今年度にかけて、県 おります。

このマップは年度内に公表を予定し

平成 23 年 12 月 14 日に中津川市、恵 したが、全件、緊急点検を行い、点検体

また今後も適正に実施できるよう、

度4を記録した地震時には、震度4以上で緊 急点検対象となるため池が5件あったが、全 件、緊急点検が行われているため、点検体制 は有効に機能している。

岐阜県では震度4以上を記録する地震は稀 であると考えるが、東日本大震災でのため池 決壊を踏まえ、東海地震・東南海地震に備え るため、有効な点検体制の維持は重要課題で ある。

【ため池ハザードマップ (防災マップ) の迅 速な作成と住民への周知】

ため池については、診断により危険と認識 には至らなかったものの、23 年度に耐震 され、災害時には決壊するおそれがあると予診断に着手したため池(42箇所)のマッ 測されているものもある。本来であれば、決プ作成を、今年度に実施する他、「ぎふ」 壊を防ぐ工事を危険と認識された全てのため|農業・農村基本計画」に掲げる目標を前 池について実施できれば良いが、ため池所有|倒しして実施しており、防災・減災対策 者に工事費用の一部を負担してもらう必要が|を推進しているところです。 あることや県や市町村の予算の関係で難しい 面もある。したがって、ため池が決壊した場 市町村、自治会、避難場所等へ配布する 合のハザードマップ(防災マップ)を作成し、などし、住民に広く周知されるよう努め 住民に周知することは最低限の責務である。 「有珠山火山防災マップ」の例にあるように、 ハザードマップ(防災マップ)を作成し、そ れが住民に周知されていたことで、甚大な被 害が発生したにも関わらず、一人の死傷者も 出さずに済んだという事例がある。管理責任 者である市町村等において作成が進まないの であれば、管理責任は無くとも、県が主導し て作成することを検討する必要がある。

岐阜県では、平成23年度から平成27年度 までの「ぎふ農業・農村基本計画」のため池 整備計画において10年間で要改修ため池344 箇所のうち、272 箇所のハザードマップ(防 災マップ)を作成することを目標に掲げた。 これについて、一定の評価はできるものの、 10 年間という目標はやや長期に渡り過ぎる 感は否めない。住民の安全を守るという見地 に立ち、迅速に作成することを検討していた だきたい。また、ハザードマップ(防災マッ プ)は住民に周知されて初めて、被害の抑制

平成 23 年度は、ため池防災マップの 作成数が5箇所と、年度目標の30箇所

また作成した防災マップについては、 ています。

に効果を発揮するため、これまでと同様に、 住民に広く周知していただきたい。

【治山事業施設の管理】

治山施設は県下で数万箇所存在し、全てを 成 24 年 1 月 24 日に一部改正し、管理マ 点検することは物理的に難しいものの、治山│ニュアルに相当する「治山施設点検実施 施設の管理責任が岐阜県にあることから、管|要領」及び「治山施設点検実施要領の取 理責任を履行するため、「治山事業施行地管 扱い」を制定しました。 理事務要領」第5条から第8条の規定のある 管理事務を適切に実施することが必要であ

「治山事業施行地管理事務要領」は、県の 管理事務について記載しているが、範囲及び 内容について明確にした詳細な管理マニュア ルの作成が望ましい。

例えば、危険度に応じたパトロール実施記 緑の作成、管理台帳である治山 GIS の定期的 なメンテナンス、災害後の状況報告ルール作 成等の維持管理方針を明確にし、管理責任を 履行していることを第三者に疎明することが 望ましい。

現状、治山施設の不備に伴い、訴訟及びク レームがあった事例は存在しないとのことで あるが、県のリスク管理の一環だけでなく、 効率的な治山施設管理の面からも、マニュア ルを整備することが望ましい。

なお、岐阜県では、治山施設管理の重要性 から、管理マニュアルを作成する動きもある。 有効かつ効率的な管理マニュアルの作成が望 まれる。

【治山施設点検検証】

施設点検は、住民の安全・安心に直結する 業務であるため、緊急雇用対策の一環とはい会議(平成24年.4月27日~5月11日) え、県主導の下、一斉点検が実施されたのは「で情報提供しました。地域及び所有者に 評価できる。しかし、点検結果は県に報告さ|対しては、現地職員による点検結果終了 れているが、現在、県担当者が点検結果を確し、後提供を予定しています。 認している段階であり、所有者には報告され│2 点検の実施内容等運用面の明確化 ていない。

修繕が必要な治山施設も認識されている。当|実施要領」及び「治山施設点検実施要領

「治山事業施行地管理事務要領」を平

点検結果の提供

平成 24 年度の市町村に対する担当者

緊急雇用での点検結果を含め、平成 24 点検結果はランク付けされており、緊急に 年 1 月 24 日に制定した「治山施設点検 該情報は近隣住民にとって有用であるため、 速やかに情報を提供することが望ましい。ま 3 た、情報提供することで県との認識の共有を 図ることは、市町村等や所有者から修繕の要|本年6月をもって確認を完了しました。 望を促す効果もあると考えられる。

さらに、点検結果が県によって適時適切に 4 他所管施設への対応状況 確認されるように、実施内容及び報告時期等 他所管施設としていた4箇所は、現地 の運用面について明確にすることが望まししで施設管理者を特定する方法が無く、県 ll.

現地機関担当者は現地調査等を踏まえ、再1しとの結果で、特定不可能なので不明施 評価後の結果を GIS に入力している。

緊急に修繕が必要な治山施設としてSランしこととします。 クとされた施設 37 件について、現地機関の対 5 定期的な点検 応を確認した結果、下記事項が検出された。

- ・8件が現地機関の確認が未了であった。早一を開始しました。 急な確認が望ましい。
- ・ 10 件が修繕済み又は修繕計画があった。
- ・ 15 件が確認の結果、実際は A ランク以下 の施設であった。
- ・4件が「練石積谷止のため他所管施設」と していた。所管部署を確認する等の必要な対 応が望ましい。

また、治山施設に対して一斉点検業務を実 施しているが、あくまで雇用対策の一環であ る。そのため、緊急雇用対策にかかる点検業 務は平成23年度に完了するため、その後の点 検業務の方向性が不透明である。

治山施設の管理責任は岐阜県が有している ため、責任履行の一環として定期的な点検業 務を行うことが望ましい。

の取扱い」に基づき運用しています。

- 現地職員による確認進捗状況 確認未了であった8箇所については、 (S2 箇所、A1 箇所、B5 箇所)

土木・国機関等に照会しましたが該当無 設として扱い、現地再確認は実施しない

平成 24 年度から県下全域で定期点検

4 契約事務及び事業評価

意見の内容

【軽微変更に伴う累積的影響の把握】

当初設計金額が3億円未満の場合の契約変 | 務処理要領を改正し、変更増減額を把握 更事務において変更事由が発生した際、それ するための様式を定めました。 が軽微な変更であっても、累積された変更内 容が軽微と認められない場合は、指名委員会 への報告ないし諮問を要することとされてい

左記に基づき講じた措置

平成24年5月18日に建設工事変更事

る。

しかしながら、その累積的影響額を専用の 書式により管理していない現地機関が見受け られた。これでは、仮に累積的影響によって 軽微ではない変更が生じていたとしても、累 積的影響額の確認漏れにより所定の手続きを 経ずに変更設計及び変更契約を締結してしま うおそれがある。

すべての現地機関において、契約金額に係 る累積的増減額及び累積的増減率を計算する 「変更額増減見込表」等の専用の管理資料を 作成し、意識的に変更の程度を管理すること が望ましい。

【設計変更の考え方】

道路建設工事において、増工額 5,825 千円|変更としないよう平成 24 年 5 月の担当 (当初契約額から10.4%)の変更を行ってい|者会議で徹底しました。 るため、変更契約報告書を作成し、指名委員 会に報告しているケースがあった。

当該変更契約報告書における変更理由は、 変更事務処理要領第 4(1)発注後に発生した 外的要件によるもの ア自然現象、その他不可 抗力による場合 に該当するとし、「雨水の侵 入を防止し、地山の早期安定を図るため、土 工と同時に舗装工を施工したい」とする旨の 変更理由であった。

工事の概要としては、盛土工事を行った部 分に対して変更契約により車道舗装工事を施 工するものであったが、上記契約変更理由は、 設計当初から予見できるものであったとも考 えられる。

結果的に変更契約によって、盛土工事と舗 装工事が同一の時期に施工されたが、仮に両 工事を同一の時期に施工しなかった場合に は、盛土工事を行った部分が崩壊し、補修工 事が必要となる結果、追加的な投資を要した り、事業計画に遅れが生じるリスクが考えら れる。

岐阜県では、舗装や法面工事等の専門工事 については、専門工事業者への分離発注に努 めている。しかし、分離発注することが必ず

はじめから予見できるようなものを

しも岐阜県の利益とならない場合には、一括 発注がより適切である理由を明確にしたうえ で、一括発注を検討することが望まれる。そ のためには、想定される地域性や季節性(発 注時期)による自然環境の変化などを最大限 に考慮した設計とすべきであり、当初から一 体となって設計されるべき工事については、 一括発注するなど適切な発注に努められた い。

【設計変更、工事業者指示書・協議書の決裁 基準の事務所設定】

工事業者への作業依頼は、実質的に工事費 関に対し、文書にて周知徹底を図りまし支払負担が県に課されるため、各現地機関は た。 事務管理上の統制を図るという必要性から独自の決裁基準による規程を作成し運用している。独自の決裁基準に従い、実務上設計変更に係る変更設計書及び指示書・協議書には、 現地機関の所長等権限者の決裁が必要となっている。

監査の結果、全ての現地機関で、独自の決 裁基準を作成し、運用していることが確認で きた。これは、当該事務管理の必要性を各現 地機関が認識していることを示すものであ り、一定の評価できる。

しかし、各現地機関の決裁基準は統一されていない。不統一の事例として、指示書・協議書の決裁基準では、「工事費が100万円又は10%以上の増減がある場合、所長決裁を必要とする」している一方、「全て所長決裁を必要とする」としている事務所もあった。

契約変更をはじめとする工事施行事務は、 岐阜県事務委任規則で現地機関の長に委任された事務であり、現地機関ごとに決裁基準が 異なることは規則で許容されている。

もし、統一的な決裁基準の下、各現地機関 が業務を実施するならば、県民からの業務の 信頼性はさらに向上するものと思われる。

以上から、本庁主務課は現地機関の決裁基準を把握して、統一的な決裁基準の目安を示し、各現地機関に連絡することが望ましい。

決裁基準について、事務処理ごとに整理し、平成 24 年 6 月 25 日付けで現地機関に対し、文書にて周知徹底を図りました

【紐付契約による継続的随意契約の通知】

の業者に治山事業測量設計業務を委託した。 翌年度以降も継続的な測定が必要との判断か|を、 平成 24 年 4 月 23 日の担当者会議に ら、同一業者へ随意契約により同等の業務を て徹底を図りました。 委託している。

上記のケースにおいて、適正性等が確保さ れている契約は平成 20 年度の当初契約のみ であり、それ以降の年度については、画一的 な簡便性しか享受できていない。同一業務を 同一水準で継続的に実施する必要があるとの 観点から、当業務について翌年度以降同一業 者と随意契約を結ぶこと自体に問題はない が、当初契約時点で、翌年度以降の契約の存 在が予想できていたのであれば、その旨を一 般競争入札公告に記載し、競争性を高める等 の措置をとることが望まれる。

今後、複数年にまたがり継続する可能 平成 20 年度に一般競争入札によって、一定 性を含む業務を発注する際は、入札公告 を掲示する際に、その旨を明示すること

【換地業務に関する随意契約締結の適否】

土地改良換地士資格取得者が所属するコン | いて平成 24 年 4 月に社団法人岐阜県測 サルタントや個人事業者等は存在するもの 量設計業協会に照会し、3 社に各 1 名の の、現状、換地業務を事業として行う業者は、、保有を確認しました。 換地業務に精通した岐阜県土地改良事業団体 連合会のみであるため、岐阜県土地改良事業|社の換地士は実務経験がなく、1 社は実 団体連合会と随意契約を締結することが慣行 | 務経験があるものの会社として換地業 となっている。

原則的には一般競争入札に付すことが、経りました。 済性、公正性、公平性の観点で優位に立つと 考えられる。

土地改良換地士資格取得者自体は県下に複 数存在するところ、慣行として長期に渡り岐|換地士資格の保有状況を把握し、競争入 阜県土地改良事業団体連合会と随意契約を締札の対応を検討します。 結することは、一般競争入札を原則とする契 約事務の趣旨に反するものと考えられる。

県は契約事務の趣旨を踏まえ、対応を検討 することが望まれる。

【低入札調査基準価格及び最低制限価格の推 定可能性】

発注機関が土木事務所及び農林事務所の平|前公表を実施しているが、事前公表によ

土地改良換地士資格の保有状況につ

また、3 社に聞取りをしたところ、2 務を受注する体制にないとのことであ

このため、現時点では競争入札に付す ことは困難と思われます。

引き続き、実務経験を有する土地改良

平成 11 年度より、入札制度の公平性 ・透明性の確保の観点から予定価格の事 成 22 年度契約リストを入手し検証したとこり低入札調査基準価格等の近傍へ入札

ろ、基準価格等と入札金額が一致する契約案│が誘導されることも考えられることか 件が59件あった。

基準価格等は、その制度趣旨から入札の事 成 24 年度においても、試行を拡大し、 前に公表されるものではない。そのため、基|是正に取り組んでいます。なお、制度改 準価格等と入札金額が相当数一致するという|正については試行結果を踏まえて検討 事実は、実質的に事業者による基準価格等の1していきます。 推定が十分可能であることを示していると考 えられる。

入札額が基準価格等と一致するような場 合、低入札価格調査制度の調査対象とならず、 最低制限価格制度の入札無効とならない。し かし、そもそも基準価格等は事業者に入札金 額の目安を与えるものではないものの、基準 価格等が推定できる状況では、複数の事業者 の入札金額が基準価格等付近で集中しやす い。そのため、事業者は僅かな入札金額差で 落札するか否かが決まることになる。その結 果、本来、より高い品質水準の丁事及びサー ビスを提供できる優良な事業者が僅かな入札 金額差で受注できなくなる場合があり、県民 の利益を害するおそれがある。したがって、 基準価格等を容易に推定できる状況の是正を 検討することが望ましい。

【低入札価格調査の結果報告分析】

があるため、他の調査事例でも、直接工事費 |経営状況調査や、信用状況調査など、十 は高くし、反対に工事品質に直接影響がない一分な調査を行うとともに、手抜き工事と 一般管理費を低くし入札しているケースが散|ならないよう、通常工事の倍の頻度で段 見された。これは、直接工事費の理由説明を「階確認を実施し、適正な工事品質の確保 しやすくしている証左と考えられる。

一般管理費を低くすることが工事品質に影 響しないのか、また実際の工事では入札した 直接工事費よりも低い金額で材料調達を行い 利益捻出していないか等の観点から調査を実 施することが望ましい。少なくとも当該事例 には、十分な懐疑心をもって調査をすること が必要である。

当該事実は、調査による牽制が機能してい ないのではという疑念を生じさせるおそれが ある。県民からの入札制度の信頼性向上のた

ら、事後公表の試行を実施しており、平

低入札調査において、一般管理費を低 一般的に直接工事費は工事品質に直接影響|くしていることに対して、落札候補者の に努めております。

め、このような疑念を払拭することが重要で ある。

【最低制限価格の適用により無効となった事 例分析】

工事規模の大小如何にかかわらず、最低入 Nとは認識していません。最低制限価格 札者金額は、最低制限価格を僅かに下回る場 制度は、工事の品質確保や事業者の適切 合が多く、かつ、落札者入札金額は、最低制な利潤を確保するために設定している 限価格を僅かに上回る場合が多い。つまり、 最低制限価格付近で入札金額が集中してい る。

平成22年度無効事例数37件のうち28件がまいります。 最低制限価格と落札者入札金額の乖離が 100 千円以内であり、一致している案件は7件存 在した。事業者は極めて精度の高い積算を行 い、入札していると考えられる。

当該事実は、制限価格による牽制が機能し ていないのではという疑念を生じさせるおそ れがある。県民からの入札制度の信頼性向上 のため、このような疑念を払拭することが重 要である。

最低制限価格付近での入札について は、現在のところ、このような事例が多 ものです。

制度の見直しについては、事案の発生 状況を注視し、適切な制度運用に努めて